

吹田市立教育・保育施設条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保育所の設置)</p> <p>第5条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。</p> <p>(1) } ｓ } -----略----- (4) }</p> <p>(5) 吹田市立岸部保育園 吹田市岸部北2丁目2番2号</p> <p>(6) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号</p> <p>(7) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号</p> <p>(8) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号</p> <p>(9) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号</p> <p>(10) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号</p> <p>(11) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号</p> <p>(12) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号</p> <p>(13) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号</p> <p>(保育所の定員)</p> <p>第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ｓ } -----略----- (4) }</p> <p>(5) 岸部保育園 112人</p> <p>(6) 千里山保育園 100人</p>	<p>(保育所の設置)</p> <p>第5条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。</p> <p>(1) } ｓ } -----略----- (4) }</p> <p>(5) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号</p> <p>(6) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号</p> <p>(7) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号</p> <p>(8) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号</p> <p>(9) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号</p> <p>(10) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号</p> <p>(11) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号</p> <p>(12) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号</p> <p>(保育所の定員)</p> <p>第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ｓ } -----略----- (4) }</p> <p>(5) 千里山保育園 100人</p> <p>(6) 東保育園 112人</p>

現 行	改 正 案
<p>(7) 東保育園 112人 (8) 垂水保育園 112人 (9) 吹一保育園 112人 (10) 吹六保育園 112人 (11) 片山保育園 120人 (12) 千三保育園 120人 (13) 山三保育園 120人</p>	<p>(7) 垂水保育園 112人 (8) 吹一保育園 112人 (9) 吹六保育園 112人 (10) 片山保育園 120人 (11) 千三保育園 120人 (12) 山三保育園 120人</p>
<p>2 -----略-----</p>	<p>2 -----略-----</p>